# エセ「同和」

エセ（似非）とは「似てはいるが本物と違う」ことを意味します。

曹洞宗は、部落解放を目指して努力する多くの人たちと３０年間連帯してきましたが、そういう解放運動を利用して利権をあさる一部の人たちの行為をエセ「同和」と呼びます。

エセ「同和」は、「同和」問題の解決に努力していないのに努力しているように見せたり、「部落はこわい」「部落問題は面倒」などという社会にある差別意識を利用して、「同和」関係資料・図書、あるいは寄付金などの電話による押し売りや強要、また、交通事故の示談の引き受けなど、あらゆる分野で暗躍して「同和」問題の解決を遅らせ、社会問題にもなっています。

エセ「同和」行為に対しては、脅しに恐れず終始一貫して毅然とした態度で応対し、

**「買いません」「いりません」**

と、はっきりと断りましょう。

例えば、部落差別問題の正しい理解がない中で、高額な書籍を購入させられる場合も多く、部落差別問題の正しい理解を深めることも大切です。

このような図書を購入すること自体、差別に加担する行為であることを忘れてはいけません。

「エセ同和」行為を許さないよう、毅然とした対応をしましょう。

▲ 今まで確認された図書の一部



## こんな時どうしよう？

### 品物が一方的に送られてきたら…

法律によってあなたの権利と意思は保護されています。

頼んだ覚えのない商品が代金引き換えで送られてきても「受け取り拒否」として送り返してください。

注文（申し込み）していない商品を一方的に送りつけ、その商品を断らなければ買ったとみなして、代金を一方的に請求してくる迷惑な場合があります。契約が成立していない商品については、「特定商取引に関する法律」第５９条で規制が設けられていますが、この場合、相手に引き取りを請求した場合は７日間、そのままにした場合は１４日間保管してください。その後は自由に処分できます。

### 電話で「買う」と言ってしまったら…

契約書面が届いた日を含め、８日以内に書面で通知すれば、業者に対して一方的に無条件で、「契約の解除」ができます。これを**「クーリング・オフ」制度**といい、消費者（個人のみ）が通知を発信すれば契約はなかったものになり、大変効果的な解決手段です。

書面は「内容証明郵便、ハガキ簡易書留」など、発信の証拠が残る方法が良いでしょう。

※クーリング・オフ記載例（縦書き可）

> ○○会社　××様
>
> ○○年○月○日の「書籍又は品物等名」の申し込みは撤回したいので、返送いたします。
>
> ○○年○月○日
>
> 住所
>
> 氏名　㊞

**ねらわれています!!**
**「エセ同和」にご注意を!!**

**「同和」団体を名乗り、高額な出版物を売りつける等の「エセ同和」団体の行為が頻繁に報告されています。**

**「エセ同和」団体とは?**

曹洞宗宗務庁や部落解放同盟が、強引に押し売りするということは絶対にありません!

「同和」団体を名乗る不審な電話や押し売りがあったら、すぐに宗務所、または曹洞宗人権擁護推進本部へご連絡ください！

曹洞宗人権擁護推進本部
TEL 03-3454-3546

◀ 曹洞宗作製チラシ